

一般社団法人 近江鉄道線管理機構の設立について

土木交通・警察・企業常任委員会資料7
令和4年(2022年)12月15日
土木交通部県東部地域公共交通支援室

I 近江鉄道線管理機構の概要

		内容
(1) 法人の名称		一般社団法人 近江鉄道線管理機構
(2) 事務所の場所		彦根市古沢町187番地2 (近江鉄道株式会社本社敷地内)
(3) 法人の目的		滋賀県東部地域の生活基盤に必要不可欠な地域公共交通である近江鉄道線の安全で安定的な運行体制を再構築し、もって沿線地域の人々の移動の手段を確保するとともに交流を生み出すことで活力に満ちたまちづくりに寄与する。
(4) 事業内容		<ul style="list-style-type: none">・ 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に基づく第三種鉄道事業(鉄道施設・設備等の保有・管理等)・ 第二種鉄道事業者が実施する近江鉄道線の利便性向上及び活性化事業への賛助
(5) 社員(構成団体)		沿線市町および県(計11団体)
(6) 役員	理事	(代表理事) 東近江市副市長 (理事) 東近江市都市整備部長、彦根市都市建設部長 甲賀市建設部長、近江八幡市市民部長 日野町総務政策主監、滋賀県理事(交通政策担当)
	監事	愛荘町監査委員、豊郷町監査委員
(7) 事務局体制		事務局長および事務局員 計4名(令和5年度)
(8) 安全統括管理者		輸送の安全に係る責任者(安全統括管理者)は、第二種鉄道事業者の同職の兼任ではなく、独自に選任予定

一般社団法人 近江鉄道線管理機構の設立について

2 令和5年度 近江鉄道線管理機構の主な業務

- 「鉄道事業再構築実施計画」の策定
- 第三種鉄道事業者（鉄道施設・設備等の保有・管理等）として必要な規程等の整備
- 鉄道施設の譲渡契約、施設使用契約および鉄道施設の保守管理委託契約の締結

（参考）「鉄道事業再構築実施計画」とは

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第23条に基づき、上下分離に移行するうえで必要となる旅客鉄道事業の経営改善に関する事項や地方公共団体等の支援の内容など、法令で規定する事項を定める計画
- 地方公共団体および鉄道事業者が策定主体となり、国土交通大臣へ計画の認定を申請

3 今後のスケジュール

令和4年12月27日	設立総会
令和5年1月下旬	法人登記
令和5年4月～	業務開始
令和5年12月頃	鉄道事業再構築実施計画の国への提出
令和6年3月頃	国土交通大臣による計画の認定